



Title	東本願寺の能楽 : 寺侍宮谷を中心に
Author(s)	小林, 英一
Citation	待兼山論叢. 美学篇. 1996, 30, p. 71-91
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48183
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

東本願寺の能楽

——寺侍宮谷を中心に——

小林 英 一

はじめに

能楽史における本願寺の役割は小さなものではない。山科本願寺時代（文明・享禄頃）には能楽は教養を平易に広めるための方便として用いられていたというが、天文科の石山本願寺では、不穏な世情にもかかわらず、大規模な演能がたびたび催されるほど盛んになっていた。それも専業役者のみならず、寺内の坊主衆・侍衆などによっても行われ、坊官下間少進仲孝（仲之）は、能役者としても著名である。そうした能楽への嗜好は、近世に本願寺が東西に分れてからも続き、また各地の本願寺御坊（1）でも同様であった。

71 　これまで、本願寺の能楽史研究としては、資料が多く紹介されている石山本願寺のもの、および西本願寺のものが中心となってきたが、東本願寺についてはほとんど顧みられていない。しかし、もちろんここにも石山時代の遺風は伝えられているのであり、近代に至るまで能楽と密接に関わっている。本稿では、この東本願寺の能楽につい

て、まず石山時代につながる江戸前期の状況を概述し、続いて能の催しにしばしば登場する寺侍宮谷家の事績を考察する。禁裏・仙洞とともに近世京都の演能の中心の一つであった本願寺の能楽史の一端を明らかにしたい。

一 江戸前期の状況

東本願寺の能楽は、西本願寺と同様、石山時代の遺風を受け継いだものといえるが、そこには勿論西本願寺とは異なる傾向が見られる。本節では、宮谷について論ずる前に、江戸前期の東本願寺の能楽の状況について概観しておきたい。

宮城県図書館伊達文庫蔵『古之御能組』に江戸期の本願寺の演能記録が載っている。この番組については小山弘志氏が「伊達文庫「古之御能組」と江戸初期の能・狂言(上)(下)」(『東大人文科学科紀要』39・74)で詳細に検討されているが、いま、同論文を参照しつつ、『古之御能組』から東本願寺関係のものを抜き出すと、次の八例となる(①③は巻号、⑤⑥は巻中の掲載順。小山氏の整理に準拠)。

- ① 「慶長八年癸卯三月五日 京七條新門跡ニテノ能」
- ② 「慶長十一年丙午七月十一日 新御門跡ニテノ能組」
- ③ 「慶長十三年戊申正月十一日 新門様にてノ能」
- ④ 「慶長十三年戊申正月十二日 同所にて」
- ⑤ 「慶長十四年己酉正月十一日 新門様ニ而能」

24 「慶長十五年寅戌三月八日 東御門跡御ちこ様おとくととの能」

25 「慶長十五年寅戌三月九日 二日目」

26 「慶長十五年寅戌 三日目」

このうち①(5)26と③(9)10(14)は、単に「新門様」などとするだけで、それが西本願寺のものか東本願寺のものかは明記されていないのだが、全て東本願寺のものと考えられる。同記には「慶長十一年丙午九月十四日本御門跡ニテ松下御興行ノ能」という番組もあるが、これは西本願寺の下間少進仲孝の『能之留帳』にも「当御所ニテ」として記録されているので、西本願寺にてのものと知られる。『古之御能組』では西本願寺を「本御門跡」と呼んでいたことがわかる。また、これら五つの催しは、西本願寺の『慶長日記』（本願寺資料集成）に所載はない。さらに、①(5)の催しは金春八郎（安照）を中心にしたものだが、東本願寺の『重要日記抜書』（『続真宗大系』16）の慶長八年（一六〇三）三月五日の項に、「御堂前七間に簾かゝり、朝御勤に被参衆を留め、昼前より御能始申候。金春仕候」とあって、一致している。これらのことから、この五例は東本願寺のものを見てよいと思われ、「新門様」は慶長七年に寺地を与えられて後の東本願寺の礎を築いた教如を指すのであろう。なお、③24(25)26にみられる「東御門跡御ちこ様」というのは、『重要日記抜書』同年の項に「三月三日御児様法名 観如巳刻御得度。（略）九日御能之有」とあることから、教如の子観如である（法嫡は弟の宣如が継いでいる）。

小山氏が明らかにしたように、『古之御能組』は「初代大蔵八右衛門及びその父弥右衛門虎清関係の記録に、二代目八右衛門関係の貞享三年新能の分が付加されたもの」であり、当時の東本願寺に狂言大蔵流（八右衛門家も含

む)が招かれていたことが知られる。

ところで、『重要日記抜書』には、上記以外にも演能の記録の抜書が載る。同書は『統真宗大系』の解題によると、『粟津文庫』中に存し、御堂僧が記した『御堂日記』(元禄以前分は完備せず)に依って、慶長五年(一六〇〇)から元禄十五年(一七〇二)までの東本願寺内の重要記事を抜き書きしたものである。簡潔な記事がほとんどなので、以下能関係の記事を抜き出してみる(丸ガッコ内は原本のまま。「」は筆者加筆)。

慶長七年 正月二日御松拍子有之。(以下恒例)

七月五日六日御能有之。

慶長八年

三月五日朝勤過御文ナシ昨晚より御堂前七間に簾かゝり、朝御勤に被参衆を留め、昼前より御能始申候。金春仕候

慶長九年

七月十日如嘉例御生御霊御祝有之。十一日御祝儀御能あり。

十月三日御能、御所様督様御児様各々簾の内、公家衆何度方々御出

慶長十年

〔七月〕十一日御対面所前舞台にて御能あり。

慶長十三年

八月十七日頭如様十七回御忌御法事。廿六日御能有。

慶長十五年

三月三日御児様法名観如巳刻御得度。(略)九日御能有之。

慶長十八年

〔九月〕廿六日御能有。

寛永五年

〔一月〕二日松拍子。

寛永七年

〔三月〕八日御能有之。

寛永八年

五月二日松拍子。准如上人御遷化故□なし。

承応三年

四月廿二日御見様御十四歳泥
澁院常如御得度。廿三日御能有之。

明暦四年

三月廿三日上棟。

(略) 四月十日御移徒御祝儀御能有之。御撰家方諸公家衆御門跡方其他諸寺出
家衆国々坊

主中不残御
振舞被下也新御堂前に新舞台建。縁通りに翠緞掛、上を北より南へ緞子幕
被為掛、間々に金立屏風にて被囲候。式間屏風御移徒ため新敷出来。

御能役者、大倉長右衛門、狂言大倉弥太郎・同長、其外名人役
者多数

役者中へ拾づ、青銅貳百。舞台(御□被下也)。十一日御能有之。

明暦四年(一六五八)のものを除いてはごく簡潔なものであるが、これは「抜書」たる所以であり、原本たる『御堂日記』にはさらに詳細な記事が存在したのである。また、この『統真宗大系』による翻字には省略されたものもあるらしく、例えば慶長七年の松拍子の記事には「以下恒例」とされているのだが、正月の松囃子(謡初と同義)や、「願如様十七回忌」「御見様御得度」「御移徒御祝儀」などの折りに演能が催されたことが記されていて、貴重な資料といえる。これは、本願寺資料集成の『慶長日記』『元和日記』『石川日記』等から知られる西本願寺の状況とよく似ている。

これらの記事には出演役者の名がほとんど記されていないのが残念であるが、最後の明暦四年の演能のみは比較的詳細である。シテ方を見ると、「今春八左衛門(安喜であらう)」「同名七左衛門」と金春流の役者が出ている。また、「宮谷頼母」の名が見られるが、これが次節以降問題にしてゆく東本願寺侍の宮谷である。狂言の出演役者は、大藏弥右衛門・八右衛門であり、『古之御能組』と重なっていることは興味深い。

ところでこの明暦四年の催しについては、大藏弥右衛門虎明の『わらんべ草』(岩波文庫)にも記事がある。

笛吹あどの事ハ、そうしや方、其外少づゝの事、笛の役なり、ふきとりと云狂言ハ、笛吹ならでハならず、是しやうこなり、観世宗也弟、宗与明曆四年、卯月十日ニ、東御門跡御能に、互に見物に出し時、右之通はなしいたし候、昔ハ笛ばかりにかぎらず、小つどミ、大つどミ、太こなどよび出し、さかもりにじゆんのまひ所望して、まハせし事あり、しがなどハ、左やうの事すきに、よび出してまんぞくせられしとかたられし、さればひさしき、他の家にもせうこあり。(四十七段)

当日の演能について具体的なことは記されていないが、筆者の大藏弥右衛門虎明が、「観世宗也」(新九郎豊勝、小鼓方)の弟「宗与」(庄右衛門元信、同)とこの催しを見物した時に聞いた話だという。『重要日記抜書』によれば、このときの小鼓方は大倉長右衛門・三助であり、「宗与」は打たなかったと思われ(「宗也」は既に没していた)、また当時六十二歳であった虎明(寛文二年没、享年六十六)も名があがっておらず、兩人とも出演はしなかったであろう。話の内容から、曲名不明ながら、この催しには囃子の付く狂言が出されたと推測される。

ところで、『わらんべ草』には他にも三例、東本願寺の記事が出てくる。全文の引用は避けるが、一段の「有時、前の近衛わうざん様、東御門跡様にて、青蓮院様、こんちあんなど、御入候折節」、六段の「ある時京都、東御門跡にて、前の近衛わうざん様、予にお尋ねありしハ」、それに四十七段の「予おさなき時、東の御門跡にて、親長右衛門宗悦」がそれである。それぞれ時期は不明であるが、一段と六段の記事は同じ機会のものと思われる。近衛応山は慶安二年(一六四九)没であるから、それ以前の演能の時であろう。四十七段の「親長右衛門宗悦」は大鼓大倉流の五世六藏宣安で、寛永二十一年(一六四四)に没している。虎明は生涯何度も東本願寺に招かれていたことが知られ、親の虎清や弟の清虎が関係している『古之御能組』と合わせて考えると、興味深いものがある。

以上、江戸前期の東本願寺では、西本願寺同様に機会があれば演能を催していたことが分かる。出演役者について知る資料は乏しいが、狂言大藏流や金春の役者など、專業役者が主だったようである。しかし、その中に「宮谷

頼母」の名が見られたことに注意しておきたい。

二 宮谷の活動

前節で引いた資料は、主に專業能役者の催しを記したものであって、寺侍を本業とする「素人」宮谷についての記事はほとんど見られない。しかし、江戸初期から宮谷は、東本願寺の能関係の催しを支えており、以下その事績を追ってゆきたい。

① 謡初と遠忌能

宮谷の東本願寺の能楽に関する活動として重要なものに、謡初と遠忌能があげられる。これらについてはすでに考察したことがあるが、以下概略を述べて若干の新見を加えておく。

正月の年中行事である謡初は、石山時代から記録に見られるが、東本願寺のものは慶長七年には始められている（『重要日記抜書』）。その後年中行事として定着したようであり、寛文頃には演能を伴った大規模なものになっている。しかし、延宝八年（一六八〇）には「御本坊御儉約」のため中断し、以後は不定期に催されるようになった。

謡初では、門主や坊主衆が居並ぶ中を盃と料理が廻され、定衆と呼ばれる坊主衆を中心に祝言の小謡が謡われる。その中での宮谷の役割は、小謡の「同音」である。『粟津日記』（大谷大学図書館蔵）によると、寛文年間の謡初の同音は「宮谷頼母」「同木工」が謡っている。また、『謡初之次第』（大谷大学図書館蔵）によると、宝曆六年（一七五六）は「丹下」、安永十年（一七八二）は「丹下」「頼母」、寛政十一年（一七九九）は「丹下」が同音で

あった(「丹下」も宮谷姓)。江戸中期以降は中断される謡初であるが、寛文頃は大規模なもので、小謡の後に演能が付随することもあった。それは「次能」と呼ばれるもので、寛文二・六・七年に行われているが、いずれもシテの中心は宮谷頼母・木工であった。西本願寺での次能は、春日大夫や鳥屋吉兵衛など、寺外の役者が起用されたが、東本願寺では寺内の侍衆がこれに当たったのである。これは、寺内侍衆が演能するという石山時代以来の伝統といえる。

次に、宮谷の宗祖遠忌能への出演を見てみる。これは五十年に一度の宗祖親鸞の遠忌法要に付随して催される大規模な演能で、慶長十六年に西本願寺で三百五十回忌の遠忌能が催されたのを嚆矢に、以後両本願寺で恒例になった。東本願寺の遠忌能の番組は、以下のものが管見に入っている。

四百五十回忌(正徳元年四月五日、四月六日)

西本願寺蔵『近世京都等能番組集』

五百回忌(宝暦十一年四月二十一日、四月二十六日、五月九日)

西本願寺蔵『近世京都等能番組集』

五百五十回忌(文化八年四月七日、四月十日、四月十九日)

河村隆司氏蔵番組

六百回忌(文久元年四月三日、四月十日、四月十一日)

法政大学能楽研究所蔵『万延・文久年間東

本願寺中能番組』

六百五十回忌(明治四十四年五月一日、五月三日)

芸艸堂刊『大谷派大遠忌式能記念帖』他

七百回忌(昭和三十六年四月二十九日)

『金剛』五十二号所収番組他

このうち正徳元年(一七一―)の四百五十回忌と宝暦十一年(一七六一)の五百回忌の遠忌能についてはすでに

考察したことがあるが、前者は宮谷丹下・宮谷三平が登場し、二日間で「翁」「道成寺」ほか五曲を演じた宮谷丹下が主たる演者のようである（三平は六日の「鍾馗」のみ）。後者は、宮谷丹下・宮谷内匠が出ているが、内容的には野村八郎兵衛・辰巳喜七・川勝権之進・片山九郎右衛門・川北孫之丞などといった専業役者が中心になっている。続く文化八年（一八一）の五百五十回忌では、四月七日は宮谷三平が「翁」「高砂」、宮谷丹下が「道成寺」を、十日は丹下が「熊野」、宮谷与平が「海人」を、十九日は三平が「翁」「高砂」、丹下が「邯鄲」を演じている。他にも川勝権六、竹田権兵衛、片山九郎右衛門、野村八郎兵衛が登場しているが、宮谷は二日にわたって「翁」を担当していることから、この遠忌能の中心であったらしい。

次の文久元年（一八六一）の六百回忌の時は、宮谷映が四月三日に「翁」「高砂」「道成寺」、四月十日に「安宅」、十一日に「田村」を演じ、他に宮谷行馬が三日に「祝言岩船」を演じている。この催しにも、野村三次郎、竹田権兵衛、片山九郎右衛門といった専業役者が出演している。宮谷姓の役者が遠忌能に見られるのはこれが最後であった。

ところで、法政大学能楽研究所の番組には、この文久元年の遠忌能の前後に催された能の番組も記されている。

まず二月一日に「大書院御舞台開 鳩杖勅許御内祝」として演能が催された。前年に前門主達如（当時八十歳）が、禁中から八十歳以上の重臣に下賜される鳩杖の勅許を得ており、その祝儀と、遠忌能のための能舞台が完成したことを祝っての催しである。能だけでなく仕舞や囃子、狂言や一調一管から構成され、宮谷映は囃子の「烏頭」を勤めている。また、三月七日には「大遠忌前御内祝」として、近衛や廣橋といった貴頭を招いての演能があり、映は囃子「安宅」と半能「殺生石」を演じている。さらに、遠忌能後の四月十四日にも、「御家門方 堂上方 御招

請」として能が催され、映は「紅葉狩」を演じている。このように遠忌能前後にも能の催しが開かれたのは、東本願寺の舞台が西本願寺のように常設ではなく組舞台であり、前門主の祝儀も兼ねて、同じ舞台で一気に催されたものと思われる。

これ以降の遠忌能には、宮谷は出演していない。明治維新後の東本願寺内の情勢の変化と、門主の嗜好の変化によるものと思われるが、以後東本願寺の演能は、金剛謹之輔ら専業役者が中心となる。

② 禁裏能

近世京都の演能の中心は、禁裏・仙洞両御所の催しであった。囃子を中心にしたものもあるが、大規模な演能も多く、その性格により「表能」「御内々御能」に分けられる。書陵部蔵『禁裏仙洞御能之記』や、『御内々御能ニ付太夫役付帳』（『芸能史研究』58で前西芳雄氏が紹介）などにその実態を知ることができる。禁裏・仙洞の能に出演することは、役者にとって大変な名誉なこととされていた。

宮谷が出演した記録をあげると、宝暦三年（一七五三）十一月二十九日に禁裏の内々の囃子で「宮谷遠江守」が「海士」を（『近世京都等能番組集』）、安永五年（一七七六）十月の禁裏表能で「官谷三平」が能「芦刈」を（『禁裏仙洞御能之記』）勤めている。また、文久元年（一八六一）九月二十七日の禁裏能では、宮谷映が「翁」と能「嵐山」および囃子「女郎花」を勤めている。この催しは最後の禁裏能として知られ、これまでも野々村戒三氏『能楽古今記』などで紹介されている。この能への映の出演に関して、『東本願寺史料』所収の『上壇間日記』文久元年五月二十三日条には、次のような記事がある（誤刻と思われる箇所を傍線で示し、「」で訂正した）。

一、禁裏御所御能楽屋奉行の来状、如左

以手紙得御意候、然者来月上旬之内禁裏御所於御内方能御覽被仰出候ニ付、其御門主御家来宮谷映被召御用被仰付候旨、御能奉行橋本宰相中将殿・野宮宰相中将殿被仰渡候間、明廿三日出度之儀可被申渡段、御能御用掛本〔虫〕鹿織部正・遠〔土山〕淡路守申聞候ニ付、已剋御門玄関江罷出候様御達被下度、右可得御意如此御座候、以上

五月廿二日 禁裏御所御能楽屋奉行

木本兵庫

進藤右近番長

吉村左衛門権尉

錦部内記

東本願寺御門主

坊官御中

右之通言来ニ付此段映江相達ス

但右之趣

佐治頼母

近衛様江御届之儀通達方へ申渡

禁裏から「禁裏御所御能楽屋奉行」連名で書簡が届き、その内容は、「御能奉行」からの宮谷映に対する禁裏能への出演依頼であった。それにつき翌日巳の刻に「御能御用掛」から直接申し渡すので、映に禁裏玄関まで来るようにとのことである。仰せのままに禁裏へ出向いた映は、次のように報告している（同記五月二十四日条）。

一、宮谷映より差出候書付、如左

今日巳剋禁裏御所御門玄関江参上、御召ニ付罷出候旨奏者番へ申入候處、無程御能楽屋奉行木本兵庫出逢、此度御能御覽ニ付格別之御沙汰ヲ以、頭取役舞〔翁〕脇能嵐山白頭被仰付候、差支之儀無之哉差支無之候ハ、謹而御請被申上旨被申聞候ニ付、御門主江申上候而御請申上管ニ候得とも、今日御召ニ付御沙汰之趣直様御請可申上候こと、兼而被申付候儀ニ付、

乍思召喜御請奏申上候、尤舞〔翁〕并嵐山白須〔頭〕差支無御座旨相登候處、左候ハ其旨可申上間、暫相据候様とのこと

一、無程奥江罷通候様との旨、出座正面本〔虫〕鹿織部正・遠〔土山〕淡路守横座へ御楽屋奉行五人、来月上中旬之間御能御覽ニ付、格別之以思召被為召候旨仰添へ、御苦勞ニ存候と織部正演舌謹而御請申上、退座致候

一、退座之上御番組拜見仕候、右引取懸り御附武家大久保大隅守殿・阿部越中守殿へ罷成、右被仰付候旨御申入候

五月廿三日

宮谷映

右之趣及言上

但近衛様へ御届之儀通達方へ申渡

映は禁裏へ行き、楽屋奉行木本兵庫から「翁」と「嵐山白頭」の出演依頼を受け、受諾する。その後内へ通つて虫鹿織部正・土山淡路守らに接見、退座後当日の番組を見せられている。

前西芳雄氏の「禁裏能についての一件書留——森田柵内氏の記録から」(『芸能史研究』67)によると、禁裏能には、御能奉行・御用掛・御楽屋奉行・御能肝煎といった係があつた。同稿で紹介された文久元年の森田柵内の禁裏能初参に関する手紙類には、御能奉行として橋本宰相中将・野々宮宰相中将、御用掛として虫鹿織部正・土山淡路守、御楽屋奉行として木本兵庫・進藤左近番長・吉村右近番長、御能肝煎として高野九郎左衛門・高井十右衛門・黒川富藏といった名が見られる。このうち御楽屋奉行については、『上壇間日記』五月二十三日条は四名をあげ、二十四日条は「御楽屋奉行五人」として一致を見ないが、出演する役者によって連絡を担当する者が異なつたのであろう。また、前西氏によると、肝煎が禁裏の能役人と能役者を結びつける役目を果たしていたのだが、ここには肝煎とのやりとりは記されていない。事前に済まされていたものと思われる。

③その他の演能記録

宮谷の出演記録は、寛永二十年（一六四三）二月二十六日に宮谷頼母が「東御門跡にて、定家紐とき・石塔のはやし」を舞ったというのが最も古い例であり（藤田六郎兵衛家蔵『古今稀能集』、『芸能史研究』53で西野春雄氏が紹介）、また『明和九辰十一月光養丸様御弘ノ節御囃子』（大谷大学図書館蔵）によると、宮谷丹下が、片山九郎右衛門・野村八郎兵衛らとともに出演して、舞囃子「高砂」「東北」を舞っている。その他まとまったものとしては、西本願寺蔵『近世京都等能番組集』に見られ、以下のような出演記録がある。

享保十九年五月二十四日	宮谷丹下宅ニ稽古能	宮谷勘重「杜若」 「春日龍神」 丹下「忠則」
元文四年三月二十一日	東本願寺様能組	宮谷頼母「翁」 「高砂」 「柏崎」 宮谷丹下「西行桜」 「乱」
元文四年四月二日	東本願寺様御能組	宮谷頼母「翁」 「養老」 「自然居士」 「野守」 宮谷丹下「熊野」
元文六年二月十九日	東本願寺様内證	宮谷頼母「山姥」 「三輪」 宮谷丹下「江口」 「春日龍神」
寛保二年二月十九日	東本願寺様御能組	宮谷頼母「翁」 「弓八幡」 「葛城」 宮谷丹下「乱」
宝暦二年五月七日	東本願寺ニ御囃子	宮谷内匠「高砂」 「山姥」
宝暦六年三月十一日	東本願寺御得度御祝儀御能	宮谷内匠「翁」 「高砂」 「道成寺」

宝曆六年三月十五日	同	宮谷丹下「田村」「呉服」
宝曆六年三月十八日	同	内匠「三井寺」、丹下「頼政」
宝曆七年四月十三日	東御門跡様江戸御登り之御祝儀	内匠「松風」「乱」、丹下「歌占」「船弁慶」 宮谷内匠「高砂(囃子)」「遊行柳(能)」

ここからは、江戸中期の東本願寺においてもさまざまな機会に演能が催されていたことが知られる。中でも宝曆六年(一七五六)の能は、他に川勝権六や野村八郎兵衛といった在京の專業役者も招かれた大規模なものであった。これらの催しの中で宮谷姓の役者は、頼母・丹下・内匠といった面々が見られる。享保から元文頃に見られる「頼母」は、寛永二十年の囃子や寛文頃の謡初に見られた同名の人物とは別人であろうし、享保十九年(一七三四)と宝曆六年に見られる「丹下」も同様であろう。宮谷家では代々幾つかの通称を用いていたようである。

ところで、徳田隣忠(宝曆十年に八十四歳)の『隣忠見聞集』の記事に、「下間頼母」という人物が見られる。

光貞卿御取り立て御世話にて、其頃よき謡能もよきと御聞き遊ばされし者へは、三郎右衛門を遣はされ稽古相談仕り候様にと仰せ付けられる。東本願寺の侍に下間頼母とて能師あり。其頃京にて取りはやしき者を和歌山へも召し、西の御丸にて能仰せ付けられ御覧の後、三郎右衛門に相談致せと仰せ付けらる。(以下略)

この記事は、紀州藩御抱え役者であった渋谷三郎右衛門道修(正徳元年没)がどのような師についたかという内容である。東本願寺侍の「下間頼母」という「能師」もその一人だということだが、これは宮谷頼母を指すのではないだろうか。たしかに下間家は石山時代以来の本願寺坊官であり、「頼」の字を名乗ることが多く、西本願寺では江戸初期まで能に深く関わっていた、しかしあくまで両本願寺で坊官を勤めた家柄であり、能役者によって「能

師」として記録されるものではない。また本稿で考察しているように、東本願寺の能の中心は宮谷家である。渋谷道修がさまざまな師から能を学んでいた江戸前期には、「宮谷頼母」が東本願寺の能の記録に見えている。おそらくこれは隣忠の記憶違いであると思われるが、そうすると「宮谷頼母」は、和歌山城西の丸で演能したことがあり、道修の能の相談を受けたということになる。

三 宮谷の芸系について

本願寺内での能の流儀は金春流であった。石山時代以後、本願寺の御用役者といえるほどの活動をしていた春日大夫や、坊官で能役者としても著名であった下間少進仲孝は金春流である。彼らは江戸期には西本願寺に属することになったのだが、その伝統は東本願寺にも同様に受け継がれたと推測される。以下、宮谷家の芸系について考察したい。

① 流儀について

江戸前期の能役者の所属を記した大倉三忠氏蔵『四座先祖書』には、「東門跡 金春浄元弟子 宮谷頼母」とある。「金春浄元」は金春八左衛門家初世の安喜（寛文元年没）であるから、この頼母は、江戸初期の宮谷姓の役者であったことになる。金春安喜は、先引の『古之御能組』慶長八年三月五日に所演の見える金春八郎安照の次男であり、また自身も明暦四年四月十日に演能している（『重要日記抜書』）ので、東本願寺との関係は浅からぬものがあった。寺侍宮谷の師匠になるのも自然なことである。後述のように、文政十年（一八二七）には「宮谷三平」が

金春八左衛門安住に「翁」の伝授を受けていることから、宮谷家と八左衛門家の関係は深かったものと考えられる。時代は下るが、『京羽津根』元治元年（一八六四）・慶応三年（一八六七）版には「宮谷直之進」が、明治四年（一八七一）版には「宮谷愛之進」が、いずれも金春流として出ている。

このように、宮谷家代々は近世を通じて金春流であったわけであるが、野々村戒三氏は、『能の今昔』で「(宮谷)三平・映の父子は東本願寺の侍で、流儀は金剛流であった」とされている。これは、『京羽津根』の記述とも異なり、また次節で考察するように、宮谷映は金春流である。これは、宮谷が明治に入って金剛流に転じたことか³⁾ら遡及しての見解であろう。維新後の京都の能楽界は、金剛流と観世流が大勢を占めており、江戸末期から明治にかけての東本願寺門主は、代々金剛流の役者を鼻貞にしていた。

②宮谷映(三平邦延)の稽古帳から

宮谷映については、これまで何度か言及したように、文久元年の禁裏能や遠忌能に出演し、江戸末期の京都における有力な役者の一人に数えられてよいほどの活動をしていた。この映が若年の頃に記した能の稽古控えが法政大⁴⁾学能楽研究所鴻山文庫に所蔵されている。目録では『金春流型附作法書』となっているが、帙には同文庫の所有者であった江嶋伊兵衛氏によると思われる「宮谷映 童名三平邦延 文化八・九年 十八・九才記」という書き入れがある。二冊から成り、一冊目の表紙には「文化八末年五月再書 仕舞附 東六條宮谷」、二冊目には「文化九壬申年十月ヨリ 囃子仕舞附留 外ニ色々心得事写在之 藤原邦延」とある。いずれも曲ごとの仕舞付であるが、目録にあげられた曲全てについて内容を記しているわけではなく、空白の丁も多い。

このうち二冊目には、「金春流仕舞舞様定式法秘事」として貴人の前での作法を記した後、「右者文化八年申十月八日ニ習請早。右口伝多ク在之候故ニ荒増写之。三平邦延十九歳秋」という記事がある。ここから「宮谷三平邦延」は文化八年（一八一）当時十九歳であり、寛政四年（一七九二）生まれであることが分かる。「宮谷三平」の名は、既述の安永五年（一七七六）禁裏能にも見られるのだが、これは「三平邦延」が生まれる前のことであり、世代が違っている。野々村戒三氏は安永五年禁裏能の「宮谷三平」と宮谷映とを父子としており（『能の今昔』前出記事）、映の童名が「三平邦延」であったという江嶋氏の書き込みは信ずべきものと思われる。

この二冊目の他の部分には、「文化中癸酉正月五日ニ村上勘兵衛ノ所江参り候処」として、竹の筒を入れて稽古すると腰が固まると教わったことや、「竹田権兵衛被申候秘事」として、柱を正面にとってその真ん中に鼻が付くように足をする事、ひじを張るために卵をはさむこと、口をふさいで稽古すること、などといった心得が記されている。これらの記事からは、近世の稽古の様子が窺われて興味深い。竹田権兵衛から指導を受けていたことも注意される。すでに指摘したように、宮谷家は金春八左衛門家との関係が深かったのだが、実際の稽古に当たっては、尾張在任で江戸での勤めも多かった八左衛門よりは、京在の加賀藩御抱え役者の竹田（金春）権兵衛らの指導を受けることの方が多かったのだろう。

ところで、金春八左衛門安住の『安住行状之大概』（『日本庶民文化史料集成』3）には、「宮谷三平」が安住から「翁」の伝授を受けた記事が見られる。文政十年一月のことである。

同二十九日、村上新蔵、宮谷三平神文之事尋申越ス。

同晦日、宮谷神文之年号申遣ス。并、三平入門之節歟、翁免許之御歟、我等共江銀五枚ヅ、槌被下候様、空寛候故、権兵

衛江担任置候事ニ而、暁与書留無之段、及返答。

この「宮谷三平」は、先の「三平邦延」すなわち後の宮谷映であると思われる。文政十年には三十五歳であり、「翁」伝授を受けるに相応の年齢であるといえるだろう。記事によると、村上新蔵を介して、宮谷三平が「神文」のことを尋ねてきたが、その返事とともに「三平入門之節敷、翁免許之砌敷」の謝礼銀の確認を求めたという。この村上新蔵は『金春流型附作法書』に記された「村上勘兵衛」と同一人物かどうかは不明だが、後引の『安住行状之大概』文政五年（一八二二）九月十一日条によると、安住の「弟子同前」の存在であり、東本願寺によく出入りしていたという。

宮谷映は、若年のころ竹田権兵衛の指導を受け、「翁」に関しては金春安住から伝授されていた。そして、文久元年の禁裏能と遠忌能では「翁」を演じているのである。当時六十歳となっていた映にまさにふさわしい曲といえるだろう。映以後の役者がそうした大規模な催しに出演することはなく、「翁」を演じた最後の宮谷であったということになる。

③金春八左衛門安住との関係

宮谷映が安住から「翁」の伝授を受けるようになった背景には、安住が東西本願寺との関係に留意していたことも考えられる。最後に、金春安住と東本願寺の関係を示す記事を『安住行状之大概』から拾い、そこにおける宮谷の位置づけについて考察してみたい。

安住は、寛政十一年（一七九九）一月十六日、東本願寺を訪れている。

在京中、先規申立、東本願寺江御目見願込ミ、於白書院、御対顔有之。ボンポリノ中啓二本、箱入ニ進献ス。従是、御館入、已後、上京之節々御伺ニ罷出ル。此節、御料理被下之、宮谷丹下、始終取具ル。

「先規」を申し立てて門主に対面に来た安住を、宮谷丹下が世話している。この「丹下」は、あるいは安永五年禁裏能に出演していた「三平」の改名であろうか。こうした能役者の接待も宮谷家の仕事の一つであったのだろう。安住は三年後の享和二年二月十九日に西本願寺も訪問しており、二月二十三日には「此已後、上京之節々、両本願寺江御機嫌伺、并、坊官衆・御家老・御用人方江茂見廻申候也」と、上京のたびに両本願寺へのご機嫌伺いをするようになっていく。安住は尾張藩御抱えの能役者であるが、奈良の春日若宮御祭の能などをしばしば勤めており、上方を訪れるときはたいがい京都の竹田権兵衛家に止宿していた。その都度「坊官衆・御家老・御用人方」を見舞ったというのは、両本願寺が安住にとって大きな存在であったことを示しているよう。

安住は、文政五年八月に大坂で勸進能を催しているが、直前の七月三日、上京して両本願寺を訪れている。

同六・七日、両本願寺御門主江、御機嫌伺如例。御進物之外ニ、土産品進覧ス。興行ニ付、願書呈上ス。坊官衆・家老中・用人中江茂土産物持参、見廻。

例のごとくご機嫌伺いに参上したわけだが、進物の他に土産物を家中の者に用意している。これは勸進能興行につき「願書」を呈上するためであったが、果たして同月十五日条には「両本願寺願濟、被下物等、追々承知ス」と、両本願寺が「被下物」の一件を承知したことが記されている。これは勿論勸進能に関するものと考えられ、勸進能終了後の九月十一日条には、次のように記されている。

同十一日、高安三郎弟子・浪人役者・京在・村上新蔵事、年来懇意ニ出入、弟子同前ニ致シ、殊ニハ、東本願寺様江は格別御館入候者ニテ、今般浪花興行之節も、御装束借用万端ニ付、深切ニ内外を取扱具候処、(略)

村上新蔵が媒介となって、勸進能の際に東本願寺から能装束を借用できたという。この村上新蔵が、宮谷三平の「翁」伝授に関して安住との間を取り持っていたことは先に記した通りである。本拠地ではない大坂で興行する安住にとって、京都の本願寺で豊富な衣袈が取り揃えることができれば、たいへん有利であったことと思われる。

安住の大坂勸進能は八月二十三日から始まり、二十八日に「万事無故障、興行成就ス」と、一度の延期もなく終了している。その様子は、二十六日条に「益繁昌、評判克、棧敷・見物所ニ居余り、舞台・橋掛之前通り、竹垣之埒をも取払、奥敷話、寸地を不余、木戸ロニて断、見物人帰り候も多、七八十年已来無之程之繁昌と、三郷中諸向共、賞美・賞誉、誠ニ冥加之甚幸也」とあるごとく、大成功であったらしい。こうして安住の大坂勸進能は成功裡に終わるのだが、そこには東本願寺の援助も背景にあった。宮谷はそうした両者の仲立ちとしても、目立たぬながら重要な役割を果たしていたことと思われる。

むすび

本稿では多くの宮谷姓の侍が登場したが、その代々について、系譜を明らかにするまでには至らなかった。寛永から寛文を経て寛保頃まで頻出した「頼母」や、江戸中後期に見られた「丹下」、そして「三平」などは、世襲の通称と思われる、一人の役者ではあるまい。いずれ調査を重ねて、それぞれの関係を明らかにしたいと思う。

これら宮谷姓の能役者は、謡初・遠忌能その他の寺内の能の催しや、また禁裏能にも出演するなど、近世を通じて内外で幅広く活躍していた。こうしたあたり方は、石山本願寺の寺侍による演能活動を彷彿させるものといえ、西本願寺ではそうした存在が江戸前期には見られなくなったのとは対照的である。東本願寺の能楽は、維新後の体制

の交革の中で、専ら專業役者を招いての演能が中心になり、宮谷の名はほとんど見られなくなる。しかし、近世京都の能楽の中心の一つであった東本願寺において宮谷家代々が果たしてきた役割は、能楽史上重要なものとして記憶されてしかるべきだと思ふ。

注

- (1) 斎藤恵子氏「貝塚御坊願泉寺と金剛流能役者長命大夫——「長命一件之事」をめぐって——」(『芸能史研究』131)に貝塚御坊のことが考察されている。また、『河内屋可正旧記』には富田林御坊での能の記録がある。
- (2) 拙稿『近世本願寺の能楽——謡初・御節の囃子をめぐって——』(『芸能史研究』119)、『江戸中期の宗祖遠忌能——西本願寺文書「近世京都等能番組集」から——』(『本願寺史料研究所報』17)。
- (3) 前西芳雄氏のご示教による。

【追記】 本稿執筆のための調査に当たって、大谷大学図書館、法政大学能楽研究所に便宜を図っていただいた。また前西芳雄氏のご助言を得、伊藤正義氏に資料を貸与していただいた。末筆ながら記して深謝申し上げる。(文学部助手)